令和6年度 綾部市 保育所等利用申込みのご案内 (2号・3号認定)

申込み受付期間

令和5年11月20日(月) ~ 令和5年12月1日(金) _{受付時間} 8時30分 ~ 17時15分

提出場所

綾部市役所 西庁舎2階 こども支援課

申込みの留意事項

- ◇ 年度途中の入園希望の場合も上記の期間に申込みしてください。(※入園日は月の初日か第3月曜日となります。ただし、4月と3月の第3月曜日の入園はできません)
- ◇ 未出牛児でも上記の期間中に申込みが可能です。
- ◇ 上記期間外でも申込みを受け付けますがご希望に添えない場合があります。
- ◇ 市外にお住まいの方が綾部市に転入予定(入所日より前に限ります)の場合、上記期間中に申込みが可能です。
- ◇ 市外の保育施設を希望される場合(広域入所)は、施設のある市町村の受付期間を確認し綾部市へ申込みをしてください。ただし、希望される施設のある市町村の住民の方が優先となります。
- ◇入園直後は慣らし保育があります。慣らし保育とは、お子様が集団保育に 慣れることを目的とし、通常の保育時間を短縮して行うものです。 慣らし保育は入所日以降から始まります。期間や内容などはお子様の年齢 や保育所等によって異なるため、事前に保育所等にご確認ください。
- ◇ 書類の記入において、修正テープ等で訂正されますと書類が無効になるため、間違えた箇所は二重線で訂正してください。押印は必要ありません。



目 次

保育所と認定こども園の違いについて 1ページ

教育・保育給付認定と有効期間 2ページ

市内の保育施設一覧表 3ページ

令和6年度 募集予定人数 4ページ

申請に必要なもの 5ページ

申請の流れ 7ページ

保育料と副食費について 8ページ

保育施設利用にあたってのおねがい 10ページ

#

保育所と認定こども園の違いについて



保育所とは、保護者のいずれもが就労や介護、病気など「保育が必要な事由」に該当し、 子どもを保育できない状態において、保護者に代わって保育を行う施設です。

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行っており、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持っている施設です。

		保育所		ども園		
教育・保育給 付認定区分	2号・3号		保育所部分2号・3号		幼稚園部分1号	
利用可能な 児童の年齢	0 歳~5 歳		0歳~5歳		3歳~5歳	
入所要件		あり	あり		なし	
保育時間	標準時間	11時間	標準時間	1 1 時間	4時間程度	
	短時間	8時間	短時間	8時間	I MILITIE	
利用できる日	月~土曜日		月~土曜日		月~金曜日	
休日	日曜日・祝日・年末年始		日曜日・祝日・年末年始		土・日・祝日 春・夏・冬の長期休暇	
保育料	0~2歳	保護者の課税状況や世 帯状況により市が決定	0~2歳	保護者の課税状況や世帯 状況により市が決定	0円	
K H 17	3~5歳	0円	3~5歳	0円	[[]	
給食	あり		あり		あり	
申込み	綾部市役所 こども支援課		綾部市役所 こども支援課		各園に申込み	

教育・保育給付認定と有効期間

保育の利用を希望する場合は、保育が必要な状態であるか確認するために教育・保育給付認定(2号・3号認定)を受けていただく必要があります。認定の申請は入所申込と同時に行います。

認定事由に変更等が生じた場合、変更の申請をして再度認定を受けると、継続して保育施設の利用ができます。

2号・3号認定を受けられるのは、保護者のいずれもが次の「保育を必要とする事由」 に該当することが必要です。

認定については年に1回現況確認書類の提出が必要となります。時期になりましたら、園を通じて書類を送付します。

保育を必要とする事由	認定基準	認定の有効期間
①就労※1	1か月64時間以上就労していること	小学校就学前まで
②母親の妊娠・出産	出産前後概ね8週間ずつ	出産予定日の前後8週間程度
③疾病・負傷・障害	病気・けが療養中、精神・身体に障害があること	小学校就学前まで
④同居親族の介護・ 看護	同居親族を常時介護・看護していること	小学校就学前まで
⑤家庭の災害復旧	災害の復旧に当たっていること	小学校就学前まで
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っていること	概ね90日
⑦就学	学校教育法に規定する学校等に在学、または職業 能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けてい ること	卒業予定日の月末まで
⑧育児休業※2	育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合のみ	市長が認める期間
9その他の事由	上記に準じる状態	市長が認める期間

- ※1 1か月の就労時間が64時間に満たない場合、①の就労に該当しません。
- ※2 育児休業を理由に保育の利用を申し込むことはできません。育児休業から復帰に伴い申請される場合は、入所希望日から1か月以内に復帰をされることで就労の認定事由となります。



市内の保育施設一覧表





R5年11月現在

								K5年11月現住	
١	区分	施 設 名	所在地	電話番号	定員	乳幼児 (生後)	開所時間 (平日)	標準時間	短時間
		せんだん苑こども園	青野町	43-2547	130	8週間から	7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30
認定		せんだん苑南こども園	上野町	42-6090	80	8週間から	7:30~19:00	7:30~18:30	8:00~16:00
2	私	中筋幼児園	大島町	42-1588	130	3か月から	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00
ど +	立	吉美こども園	有岡町	42-0296	110	3か月から	7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30
も園		綾東こども園	十倉名畑町	45-1488	65	3か月から	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00
		豊里幼児園	栗町	48-0256	110	3か月から	7:00~19:00	7:00~18:00	8:00~16:00
保	育和	物部保育園	物部町	49-0026	90	8週間から	7:30~18:30	7:30~18:30	8:30~16:30
育所		綾部保育園	相生町	42-7221	90	3か月から	7:00~19:00	7:30~18:30	8:15~16:15
	立	綾部ひまわり共同保育園	上野町	42-2890	90	8週間から	7:20~19:20	7:20~18:20	8:30~16:30

- ※土曜日の利用は、園により受け入れ状況が異なりますので、園にご相談ください。
- ※「保育標準時間(最長11時間まで)」と「保育短時間(最長8時間まで)」の利用時間帯は園により設定された時間になります。
- ※延長保育について、定められた時間を超えて保育を利用される場合は、延長料金がかかります。
- 料金は保育所等によって異なるため直接保育所等にご確認ください。
- ↑ 1か月当たりの保護者(父母とも)の就労時間が64時間~120時間未満の場合は短時間認定、120時間以上の場合は標準時間認定となります。
- ⚠ 保育を必要とする事由が「育児休業」「求職活動」の場合は、原則、保育短時間での認定となります。





令和6年度 募集予定人数





〇2号・3号認定

R5年11月現在

×	分	施 設 名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
		せんだん苑こども園	15	4	5	1	0	0	25
認定		せんだん苑南こども園	8	3	3	3	1	0	18
こ	私	中筋幼児園	12	6	6	5	3	2	34
ども	<u>17</u>	吉美こども園	12	6	4	3	4	0	29
園		綾東こども園	5	5	5	3	9	5	32
		豊里幼児園	10	6	7	10	15	0	48
保	市 立	物部保育園	6	5	3	4	0	12	30
育所	私	綾部保育園	5	6	4	2	3	3	23
	<u>17</u>	綾部ひまわり共同保育園	8	4	4	4	0	0	20
	年齢別合計		81	45	41	35	35	22	259

※この人数はあくまでも公表時点での予定であり、人員配置等の諸事情により 変更となる可能性があります。

申請に必要なもの

(1) すべての方が必要な書類



施設型給付費·地域型保育給付費等教育·保育給付認定 (変更認定)申請書兼入所申込書

※児童の年齢欄は、令和6年4月1日現在で記入してください。



保育の必要性についての証明書(下記のうち該当するもの)

保育を必要とする事由	証明書						
	就労証明書(就労先での証明)						
①就労	※自営業や農業の方は、就労証明書と自営等証明依頼書兼証明書(民生児童委						
	証明を受けたもの)の提出が必要です。						
②母親の妊娠・出産	出産証明書(医師の証明(出産予定日のわかるもの)または母子手帳の写し)						
③疾病・負傷・障害	疾病証明書(病気、負傷、心身に障害があり児童の保育ができない方(医師の証						
②/天M·兵杨·降音	明))						
④同居親族の介護・	介(看)護証明書 (同居の親族を常時看護や介護をしている方(民生児童委員の						
看護	証明))						
⑤家庭の災害復旧	り災証明書						
⑥求職活動	申立書						
⑦就学	在学証明書						
⑧育児休業	育児休暇取得期間の証明書(就労証明書)						
⑨その他の事由	市が必要と認める書類						

[※]保護者のいずれもが日中児童を保育できないことの証明書が必要です。

(2)該当者のみ必要な書類

- ①保育料等の算定にかかる世帯状況届・・・ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、特別支援学校幼稚部などの施設を利用するきょうだいがいる世帯
- ※毎年、届出をしていただく必要があります。
- ※在宅障害児(者)世帯の場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児 童扶養手当証書、障害基礎年金証書のいずれかの写しを添付いただく場合があります。

②保育料、副食費徴収免除算定をするための市民税課税証明書

保育料と副食費徴収免除算定のために各児童世帯の課税状況を確認させていただきます。 下記に当てはまる方はその時点で居住していた市区町村の市民税課税証明書を提出いただ く場合があります。

〇令和6年4月~8月に入園を希望される方の中で、令和5年1月1日時点で綾部市に住民 登録がない方は令和5年度市民税課税証明書

〇令和6年9月~令和7年3月に入園を希望される方の中で、令和6年1月1日時点で綾部市に住民登録がない方は令和6年度市民税課税証明書





🌟 申込み手続きについて 🌟

認定申請書兼入所申込書等は市役所こども支援課及び保育施設にありますので、受付期間内に市役所こども支援課へ提出してください。

また、提出時に世帯全員のマイナンバーがわかるもの、書類を提出される 方の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)が必要です。

(※マイナンバーが記載された書類は保育施設で受け付けできません)

* ご注意ください *

2人以上の児童を同時に申し込む場合は児童1人につき申請が必要です。

(保育の必要性についての証明書は1部ずつでも可)

記載内容と事実が異なる場合は、保育の実施を解除(退園)することがあります。

申請の流れ

① 申請に必要な書類を入手する

(書類は市役所こども支援課及び保育施設にあります。綾部市のホームページでダウンロードもできます。)



② 申請書に記入する。証明書類を用意する。

(就労証明書は勤務先での記入が必要ですので余裕をもってご用意ください。)



③ 綾部市役所 西庁舎2階 こども支援課窓口に提出

(窓口に来られる方の本人確認書類・ご家族全員のマイナンバーがわかるものを持参してください。)

♠ 《ご注意ください!》

- ●令和6年度の利用申込み期間は11月20日(月)~12月1日(金)です。
- ●申込期間を過ぎて提出されたものは、期間内で申込みされた方の調整がすべて終わったあとの取扱いとなります。
- ●上記期間中に申込みをされても必要な書類の提出が遅れると、調整の対象とならない場合があります。



④ 申込み期間中に申請された場合は、2月中に結果を通知します。

入所決定に関して

- ◇ 申込者が多数のため希望に添えない場合や基準に該当しないと判断される場合は、入所できないこともあります。
- ◇ 入所の利用調整は、保育の必要性から優先度を判定し、決定します。
- ◇ 申込みを取り下げる場合は、速やかにこども支援課に取下届を提出してください。

申請書の受付について

- ◇ 転入予定者で遠方のため窓口に来ることができない場合は、郵送でも受け付けをいたします。その際に申請書等の必要書類のほか、家族全員のマイナンバーがわかるものの写し
 - と、保護者の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)の写しを同封してください。

保育料と副食費について

【保育料と副食費徴収免除の決定について】



保育施設の運営費用は、国・府・市・保護者それぞれの負担で成り立っています。

3~5歳児は幼児教育・保育の無償化により保育料は0円ですが、副食費や延長料金等は有料で施設が定めた料金となります。ただし、綾部市の負担により月額1,000円が減額されます。

0~2歳児の保育料と3~5歳児の副食費徴収免除は、4~8月分は令和5年度、9~3月は令和6年度の保護者の市民税課税額の合計により算定します。その際、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等)は適用されません。

- ※児童の年齢は、令和6年4月1日現在で判定し、該当年度中はその年齢を適用します。
- ※年度途中に税の修正申告等により再算定した結果、保育料に変更があった方には別途通知します。

【令和6年度保育料と副食費基準額表】(2号・3号認定)



(月額)

階層区分			保育	副食費				
			0~2	3~5歳児 (保育料は無料)				
				(副食費は保育料に含まれています)				
			標準時間	短時間	標準時間・短時間			
Α		被保護世帯等	0円	0円				
В		市民税が非課税の世帯	0円	0円				
C 1		市民税均等割課税のみの世帯	14,100円	14,000円	免除			
C 2		24,200円未満	16,000円	15,800円				
C 3		24,200~ 48,599円	18,000円	17,800円				
C 4 - 1		48,600~ 57,699円	21,000円	20,700円				
C 4 - 2	市	57,700~ 62,999円	21,00013	20,70013				
C 5 - 1	民	63,000~ 77,100円	25,000円	24,700円				
C 5 - 2	税	77,101~ 78,999円	25,0001 1	24,7001 3				
C 6	所	79,000~ 96,999円	29,000円	28,600円	+/==0.4%			
C 7	得	97,000~116,999円	36,400円	35,900円	施設が 定めた			
C 8	割っ	117,000 ~ 168,999円	44,500円	43,900円	料金※			
C 9	額	169,000 ~ 220,999円	55,500円	54,700円				
C 1 0		221,000 ~ 300,999円	58,500円	57,600円				
C 1 1		301,000 ~ 396,999円	62,100円	61,100円				
C 1 2		397,000円以上	74,700円	73,500円				

- ※「施設が定めた料金」については、各施設にお問合せください。
 - ◇ 階層区分の認定は、入園児童と生計を同一にしている保護者の市民税課税額の合計で行います。
 - ◇ 里親世帯はA階層区分となります。
 - ◇ 保育料は、綾部市にお住まいの児童であれば、どこの保育施設に入園されても同じ金額となります。
 - ◇ 同一世帯に2人以上の子がおられる場合や、ひとり親世帯または在宅障害者(児)のいる世帯等については、 保育料が次のとおりとなります。
 次ページへ→

(1)保育料(0~2歳児)

【多子世帯に対する軽減】



- ◇ 同時在園の範囲内で、2人目半額、3人目以降無料
- ◇ C4-1階層(市民税所得割額57,700円未満)までの方は年齢に関係なく、2人目半額、3人目以降無料
- ◇ C8階層(市民税所得割額169,000円未満)までの方で18歳未満の児童が3人以上いる場合は3人目以降 無料
- ◇ 1人目(または2人目以降)の児童の保育料が無償化による無料の場合でも、人数のカウント方法は変更ありません。
- ◇ きょうだいが特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援などの施設を利用している場合は、保育料等の算定にかかる世帯状況届の提出により人数のカウント対象となります。

【ひとり親世帯、在宅障害者(児)世帯等に対する軽減】

(保育料等の算定にかかる世帯状況届の提出必要)

- ◇ C1~C5-1階層(市民税所得割額77,101円未満)は5,700円、同時在園に関係なく2人目以降は無料
- ◇ C5-2階層以上(市民税所得割額77,101円以上)は半額(同時在園の範囲内で2人目以降もさらに半額)

【その他減免】

- ◇ 病気やけがの理由で月の開所日数の3分の2以上欠席した場合は、当該月の保育料を2分の1減額することができますので、こども支援課へご相談ください。(※医師の診断書や意見書等の提出をお願いします。)
- ◇ 災害による住宅の被災状況により、保育料を減免することができますので、こども支援課へご相談ください。

(2)副食費(3~5歳児)

副食費については「施設が定めた料金」となりますので、各施設にお問合せください。

ただし、綾部市の負担により月額1,000円が減額されます。

また、以下の場合は免除となります。

- ◇ C4-1階層(市民税所得割額57,700円未満)までと、同時在園の範囲内で3人目以降免除
- ◇ ひとり親世帯、在宅障害者(児)世帯等はС5-2階層(市民税所得割額77,101円未満)まで免除
- ◇ C8階層(市民税所得割額169,000円未満)までの方で18歳未満の児童が3人以上いる場合は3人目以降 免除
 - ※免除対象者の方のみ通知をします。

認定こども園と保育所への納付等

- ◇ 認定こども園については、園と保護者が契約を結び、園に直接、保育料や副食費を納付いただきます。納付方法等については、園ごとに異なりますので園にお尋ねください。
- ◇ 保育所については、市に保育料を納付、副食費は園に直接納付いただきます(公立園除く)。保育料は毎月末(月末が金融機関休業日の場合はその休業日明け)が納付期日です。
- ◇ 保育所の保育料の口座振替の手続きは、通帳と届出印をご持参のうえ、綾部市収納金融機関で行ってください。なお、2人以上の児童が同時に入園している場合は、児童ごとに手続きが必要です。
- ◇ 保育料や副食費は、必ず期限内に納付してください。特別な理由なく滞納されますと、入所期間等の制限や 財産の差し押さえ等を行う場合があります。どうしても納付が困難な場合は、保育所についてはこども支援 課へ、認定こども園については園にご相談ください。

保育施設利用にあたってのおねがい

【入園後、利用状況に変更があった場合】

- ◇ 求職活動を理由に入園された場合、入園後3か月が過ぎても就労証明書を提出できず就労の見込みがないときは、保育の実施を解除(退園)することがあります。
- ◇ 保育を必要とする事由に変更が生じる場合は、変更申請が必要です。例) 求職→就労/就労→求職/就労→妊娠・出産/妊娠・出産→育休/育休→就労 等の場合
- ◇ 就労先が変更になった場合、新しい職場の就労証明書を速やかに提出して下さい。
- ◇ 転出や家庭保育が可能になった場合など保育施設を退園するときは事前に退園届を提出してください。
- ◇ 住所変更、世帯構成が変わる場合は変更届を提出してください。
- ◇ 認定こども園を利用中で区分変更(2号↔1号)希望の場合は、事前に利用中の園に相談してください。

その他

- ◇ 保育施設は集団生活の場です。お子様の健康状態が普段と違うときは、すぐに医師の診断を受け、その指示に従ってください。無理に登園すると、本人はもとより、感染症の場合はほかの児童にも影響しますので、十分にご注意ください。欠席する場合は必ず園に連絡してください。
- ◇ 保育施設の利用は認定を受けた時間帯の中であっても、保育を必要とする時間のみです。土曜日などでお仕事がお休みの日や早めのお迎えが可能な場合は、ご家庭での保育にご協力いただきますようお願いします。
- ◇ お子様が病気の最中に、お仕事等で保育を必要とされるときに利用できる病児保育事業また、病気回 復期のための病後児保育事業を実施しています。
 - 詳しくは「病児保育室にじいろルーム」☎0773-43-3310 または、こども支援課までお問合せください。利用には事前に予約が必要です。
- ◇ 未就園児の保護者が勤務や傷病、育児に伴う心理的・肉体的負担により一時的に保育を必要とされる場合は一時預かり事業が利用できます。詳しくはこども支援課までお問合せください。
- ◇ これまでに、乳幼児健診等でフォローを受けておられる児童や、病院等の専門機関に関わっておられるなど、集団保育において支援・配慮が必要と思われる児童につきましては、申込時にご相談ください。

MEMO



お問合せ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市 福祉保健部 こども支援課 子育て担当

電話 0773-42-4252(直通)

電話 0773-42-3280(代表)

